

# 石川県公報

令和2年8月26日(水曜日)

号 外

(第68号)

## 目 次

告示 ○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定 (薬事衛生課) 1	○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定 (同) 2
---	---------------------------------------

## 告 示

### 石川県告示第291号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第9条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和2年8月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 知事監視製品を特定できる情報

- 次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY SEX I」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY SEX II」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY SEX  $\beta$  beta」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY SEX  $\gamma$  gamma」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Crystal SPEED  $\alpha$  アルファ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Crystal SPEED  $\beta$  ベータ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「FLASH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「FLASH 2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「LOVE SEX 1」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY HYPER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Speed Rush  $\alpha$  アルファ」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Speed Rush  $\beta$  ベータ」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「XXX MAGiC 1」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「XXX MAGiC 2」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「XXX MAGiC 3」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Speed Ice  $\gamma$ 」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Speed Ice  $\beta$ 」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Speed Ice  $\alpha$ 」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「SEX art」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Rush TRIP」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの



により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和2年8月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事指定薬物の名称

- (1) 4-メチル-1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類
- (2) N-{1-[2-(フラン-2-イル)エチル]ピペリジン-4-イル}-N-フェニルプロパンアミド及びその塩類
- (3) 2-(2,5-ジメトキシ-4-メチルフェニル)-2-メトキシエタンアミン及びその塩類
- (4) N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]-2-メチルプロパンアミド及びその塩類
- (5) [1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-イル](4-メトキシナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物であって、県の区域内において濫用されるおそれがあり、かつ、幻覚等の作用を有すると認められるものであるため

3 施行期日

令和2年8月27日

